

漂流・漂着ごみ対策関連予算 (事業詳細)

治山対策の推進(平成28年度予算概算決定の概要)

～自然災害に対する山地防災力の強化に向けた事前防災・減災対策の推進～

治山事業(公共)738億円(701億円)
うち、復旧・復興対策:141億円(85億円)
農山漁村地域整備交付金(公共)1,067億円の内数(1,067億円)
次世代林業基盤づくり交付金(非公共)61億円の内数(27億円)

山地災害発生リスクの高まり

○集中豪雨



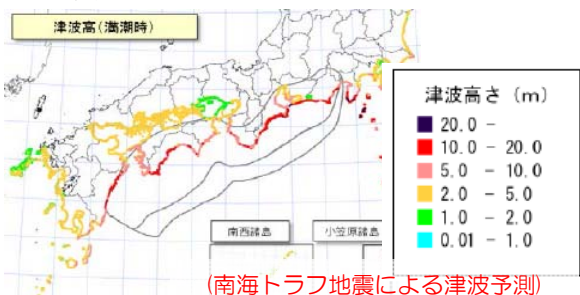
- 近年、局地化・激甚化した集中豪雨が頻発し、激甚な山地災害が発生
- 地球温暖化により、山地災害発生リスクの上昇が予測されており、気候変動適応策としての治山対策が重要

○火山噴火



- 全国各地で火山が噴火するなど、火山活動が活発化
- 火山泥流等を防止・軽減する治山対策が重要

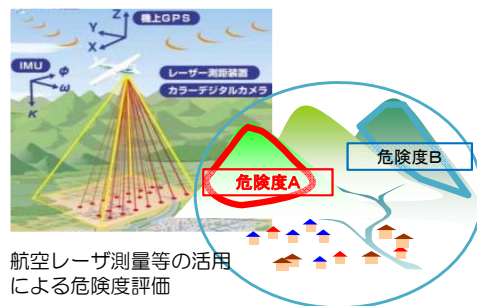
○地震



- 南海トラフ地震等による広域にわたる津波と地震動が予測
- 津波被害対策としての海岸防災林の整備等が重要

平成28年度予算概算決定の重点施策

○事前防災・減災対策の強化



- 山地災害の発生リスクの高い山地災害危険地区において、緊急的・重点的に予防治山対策を実施する「緊急予防治山事業」を創設
- 山地災害危険地区の見直しに係る調査を支援

○大規模災害からの早期復旧



- 激甚災害対策特別緊急事業の採択要件の緩和条件である高齢世帯率を緩和
- 民有林直轄治山事業等による大規模荒廃地の復旧

○火山噴火緊急減災対策



- 火山噴火後の降灰状況等の調査、既存治山施設の排土、土石流センサー等の設置等を治山施設の整備等と一体的に実施

○長寿命化対策の強化



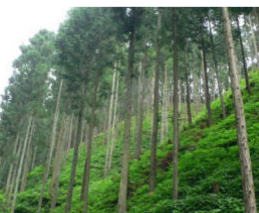
- 地すべり防止施設を「治山施設機能強化」、「老朽化対策」の対象に追加

○海岸防災林の整備・保全



- 東日本大震災で被災した海岸防災林の復旧・再生
- 南海トラフ地震等に備えた海岸防災林の整備・保全

○流木災害の防止



- 施設整備と荒廃森林の整備の一体的な実施による流木災害防止対策

○ソフト対策の推進



- 山地災害危険地区の公表や研修会の開催など、山地防災情報を周知

漁業系廃棄物対策促進事業

(旧事業名: 漁場漂流・漂着物対策促進事業) 【平成28年度予算概算決定額 18(33)百万円】

漁業系廃棄物のリサイクル手法の普及、実証試験及び漁業系廃棄物を固形燃料化し、ボイラーなどの燃料として活用するための技術開発等を支援。

補助対象:

検討会費、リサイクル技術現地
実証費、普及コンサルティング費、
研究開発費

補助率: 定額

事業実施主体: 民間団体

交付先:

国 ⇒ 民間団体

これまでに開発した漁業系廃棄物の減容・リサイクル手法の普及を行い、現場での実証試験により、更なるコスト削減を図る。また、漁業系廃棄物の現地固形燃料化・現地消費のための技術開発を実施する。



漁業系廃棄物の運搬費
はコストの約2割



廃発泡スチロールの
減容技術開発



現場での技術普及・
実証試験



廃発泡スチロールの
固形燃料化



固形燃料を利用する
ボイラーの開発

漁業者がボイラー
の温熱を水産物の
加工などに活用す
るための技術開発・
実証試験を実施

漁場復旧対策支援事業

【平成28年度予算概算決定額 1,279(1,804)百万円】

漁場漂流・堆積物の回収処理及び堆積物の状況把握に係る海底調査を支援。また、沖合漁場における広域的な瓦礫の回収処理とともに、操業中の回収瓦礫の処理の費用等を助成。

補助対象：

○漁場漂流・堆積物除去事業
堆積物調査費、回収処理費、
現地指導費

○漁場生産力回復支援事業
人件費、船舶借料、運搬処理費、
回収物助成費、資材費等

補助率：定額、8／10

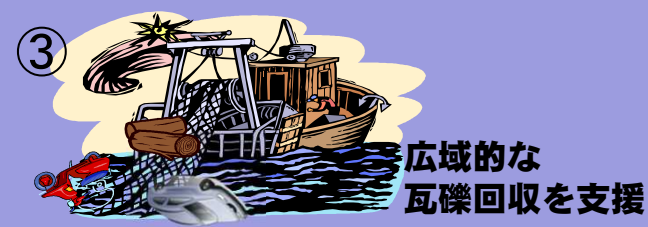
事業実施主体：県

交付先：

国 ⇒ 県

○漁場漂流・堆積物除去事業及び漁場生産力回復支援事業

震災以降、漁場漂流・堆積物の回収処理等を実施しているが、瓦礫が操業中に入網し漁網が破損したり、瓦礫が漁場へ再流入し操業に支障を来している。



漁場への養殖施設や定置網の再設置及び通常操業が可能に

水産環境整備事業

H28年度概算決定額10,743百万円

水産資源の生産力の向上と豊かな生態系の維持・回復を目的として、**魚礁・増殖場等の漁場施設整備**並びに**底質改善や藻場・干潟の整備等水域環境保全に資する事業**を実施。水産生物の動態、生活史に対応した良好な生息環境空間を創出することで、生態系全体の生産力の底上げを目指す。

事業概要

- ①**漁場施設の整備：**
魚礁（浮魚礁含む）、増殖場（着定基質、湧昇流漁場等）、養殖場（消波施設、区画施設等）
- ②**水域環境保全のための事業：**
堆積物除去、底質改善（浚渫、耕うん、覆砂等）、作渚、藻場干潟の整備等

事業例

【漁場施設の整備】



魚礁の造成



湧昇流漁場の造成

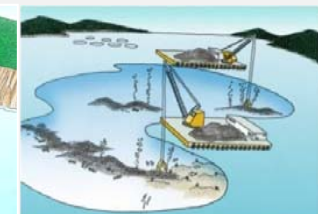


区画施設の整備

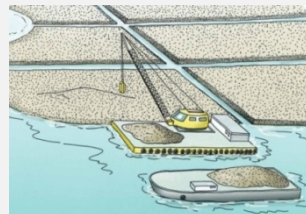
【水域環境保全のための事業】



藻場の造成



堆積物の除去



覆砂



水産生物の生活史に対応した漁場整備の推進

漂流・漂着物対策に資する経済産業省の施策

平成 28 年 3 月
経 済 産 業 省

平成 18 年 6 月に環境省が海岸管理者に対して行った漂流・漂着ゴミアンケートでは、漂流・漂着ゴミの運搬・保管や処分に苦慮しているものとして、流木や漁具類に次いで、ペットボトル、ビン・缶、ポリ容器等の容器包装も挙げられている。これらの漂流・漂着ゴミには、海外からの漂着物も含まれているが、国内で発生したものも含まれている。

このため、国内において、容器包装廃棄物の排出抑制等を促進することは、漂流・漂着ゴミに対する対策としても有効であると考えられる。

1. 容器包装リサイクル法に基づく排出抑制の促進

同法では、家庭などで一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物について、その減量と資源の有効利用の確保を図るため、消費者による分別排出、市町村による分別収集、事業者のリサイクル義務を規定している。また、平成 18 年 6 月に成立した一部改正法により、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための措置が講じられた。

(参考) 経済産業省における容器包装リサイクル法関係の予算 260 百万円の内数
(平成 28 年度政府予算案額)

2. 3R の普及啓発

毎年 10 月を「3R 推進月間」と位置づけて普及・広報活動を行っている。

※財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省、消費者庁の 8 省庁で実施。

河川管理者の取組み

主な取組み

- 河川巡視による早期発見・対応、監視の連携
- 河川等に溜まった流木・ごみ等の処理
- 流域の住民との連携による清掃活動の実施
- ごみマップの作成、看板設置による普及啓発 等

1. 河川管理

- 河川巡視
- 治水上支障となる河道内樹木の伐採等を、維持管理に関する計画に位置づけ、計画的に実施
- 投棄させない環境づくり・重点的な監視
 - ごみマップ等を活かして監視カメラの設置等を引き続き実施



河川管理者の取組み

2. 連携体制の強化

- 全ての一級河川に設置されている「水質汚濁防止連絡協議会」等を活用し、不法投棄発見時の連絡体制を確認
- 関係機関による合同パトロールを実施



関係機関の連携



合同パトロール

3. 普及・啓発の推進

- 市民と連携し、ごみマップ等を活用した環境教育や清掃活動等を実施
- 小・中・高等学校等の教育機関と連携し、清掃活動の実施や職員による出前講座等の中で、不法投棄抑止の啓発活動を推進



看板設置



河川ごみの調査

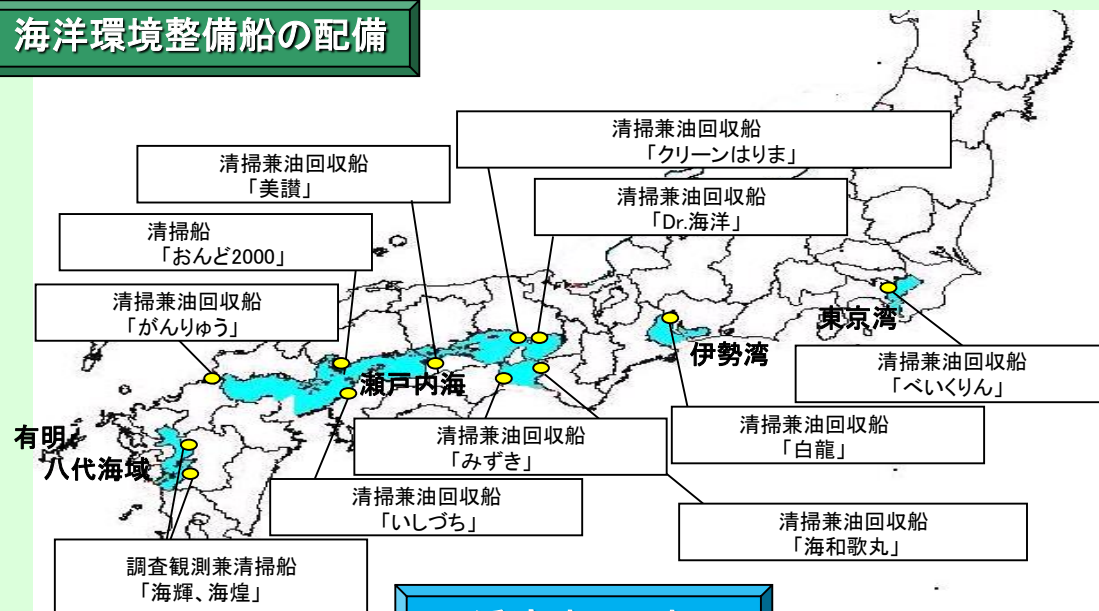


河川清掃 (清掃リレー)

海洋環境整備船の概要

- 船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域（港湾区域、漁港区域を除く）において、海面に漂流する流木等のごみや船舶等から流出した油の回収を行っており、現在、これらの海域に海洋環境整備船を配備しています。

海洋環境整備船の配備



浮流油の回収

放水による浮流油の拡散



吸着マットによる油回収



漂流ごみの回収

回収装置による回収



多関節クレーンによる回収



漂流・漂着物に関連する取組（気象庁）

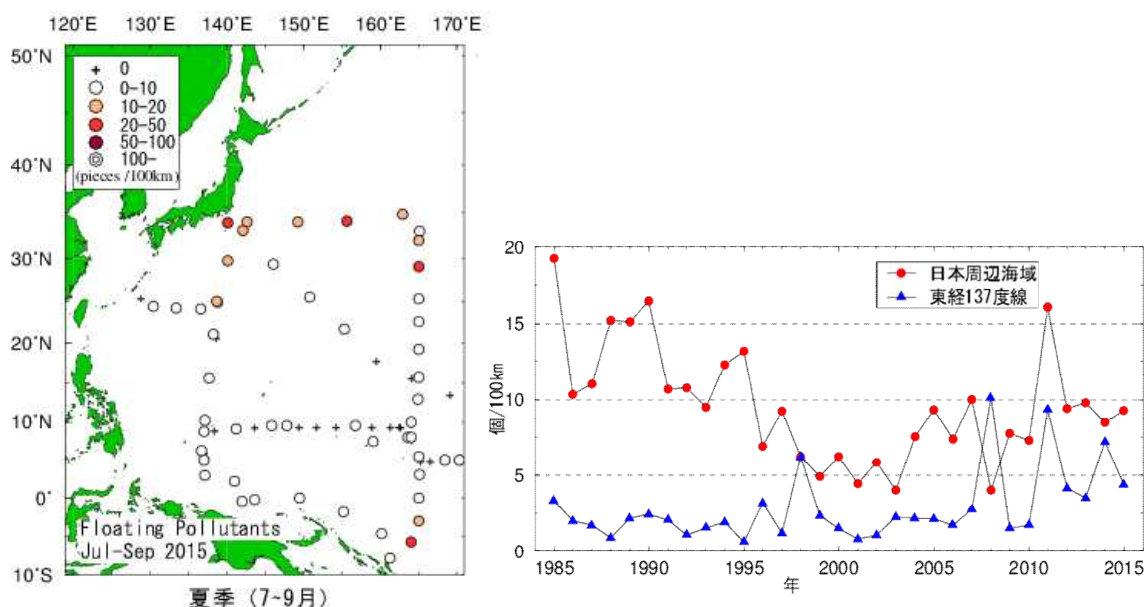
日本周辺海域及び北西太平洋の浮遊プラスチック類の監視

1. 取組の概要

- ・ 日本周辺海域及び北西太平洋の定まった航路上（観測定線）で海洋気象観測船によって、昭和52年（1977年）から、浮遊プラスチック等の海上漂流物の目視観測を実施。
- ・ 観測した浮遊プラスチック等の海上漂流物の分布、種類、浮遊数の経年変化などを、気象庁のホームページなどで公表。

2. 平成28年度の予定

例年と同様に海洋観測業務の一環として、季節ごとに日本周辺及び北西太平洋の観測定線で、浮遊プラスチック等の海上漂流物を目視観測する予定。



気象庁ホームページ掲載例

平成28年6月
海上保安庁

海上保安庁の平成28年度漂流・漂着物施策

1. 一般市民への海洋保全思想の普及を目的とした啓発活動等

(1) 漂着ゴミ分類調査

一般市民による海岸清掃等に参加し、漂着ゴミ分類調査へ協力

※平成27年は、全国54か所、8,835名の一般市民に対し実施
（「海洋環境保全推進月間」（平成27年6月）の実績は、全国
33ヶ所、5,551名）

(2) 海洋環境保全教室の実施

漂着ゴミ分類調査の結果に基づき、漂流・漂着物の現状を一般市民に広く周知、海洋保全の必要性を呼び掛ける啓発活動を実施

2. 大規模漂着状況の原因調査

同一の排出源からのものと思われる大量の漂着物が認められた場合に、関係地方公共団体等と連携して漂着状況を調査し、排出源、排出原因の特定など、事件・事故の両面から調査を実施するとともに、関係自治体への情報提供、地域住民への注意喚起等を実施



海岸漂着物等地域対策推進事業

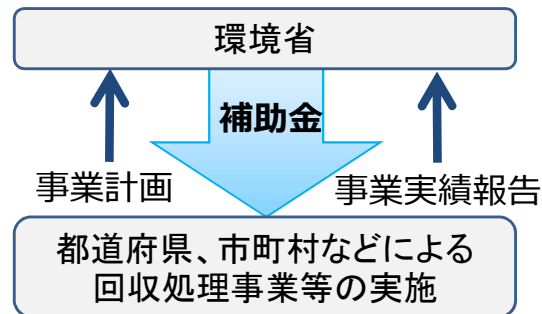
平成28年度予算 400 百万円(平成27年度予算350百万円)
(平成27年度補正予算) 2,602 百万円)

背景・目的

日本の海岸には毎年、多くのごみが漂着している。海洋ごみは、国内外を問わず様々な地域由来のものが混在しており、地方公共団体は漂着したごみの処理責任はあるものの、自ら発生抑制対策を行ったとしても問題解決につながらない状況にあることから、国が補助金による支援を実施し海洋ごみ対策を進める必要がある。

事業スキーム

都道府県に対して補助金を一括交付する。市町村事業への補助は都道府県を通じた間接補助事業となる。



事業概要

海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において嵩上げを実施する。

期待される効果

全国における海洋ごみ対策の推進により、海洋環境の保全を図るとともに、将来に亘って海洋の優れた景観を維持・保全することにより、地域社会や漁業、観光等の地域の基幹産業の振興に欠かせない美しく豊かな海の実現に努める。

漂流・漂着ごみの及ぼす様々な影響

海洋環境

沿岸居住環境

船舶航行

観光・漁業



海洋ごみの回収処理事業等の推進

イメージ



重機やボランティアによる海洋ごみの回収処理活動

全国の漂流・漂着・海底ごみ対策の推進により、
海洋環境の保全等を図る。



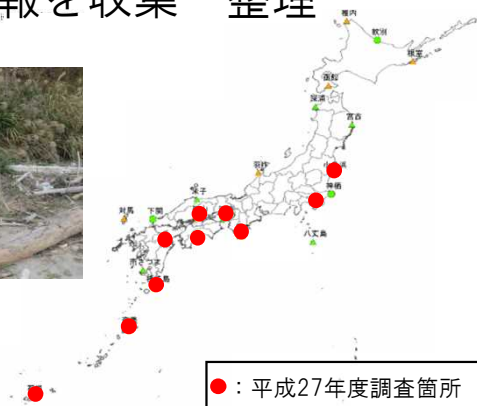
環境省による海洋ごみ調査

平成28年度予算：79百万円
(平成27年度予算：88百万円)

環境省では、全国の海岸においてモニタリング調査等を実施するとともに、沿岸海域(平成27年度は、東京湾、駿河湾、伊勢湾)・沖合海域(日本周辺海域)において、漂流ごみの目視調査、マイクロプラスチック(マイクロビーズを含む)の採取、海底ごみの採取を実施。

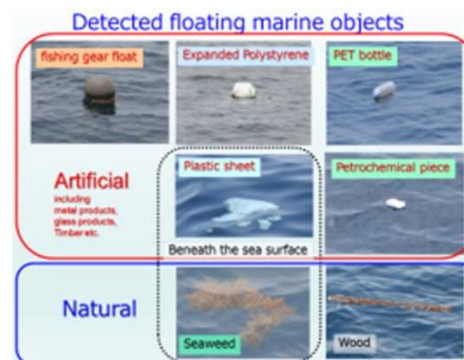
漂着ごみ調査

5年間で28カ所の海岸をモニタリング調査し、ごみの量や種類、組成、ペットボトルの製造国(言語表記)等の情報を収集・整理



漂流ごみ調査

沿岸海域または沖合海域において、船上から海面上のごみを目視で確認し、海域別のごみの密度及び現存量を推定



海底ごみ調査

沿岸海域または沖合海域において、底曳き網により、海底ごみを採取・分類し、海域別のごみの密度及び現存量を推定



底曳き網

採取

マイクロプラスチック調査

マイクロプラスチックについて、その海洋汚染の実態把握を推進。具体的には、

- ・日本周辺海域等における分布状況
- ・マイクロプラスチックに吸着しているPCB等の有害化学物質の量を把握するための調査を実施



顕微鏡による計測

レジンペレット ネットによる採取



水深300mから回収された漁網



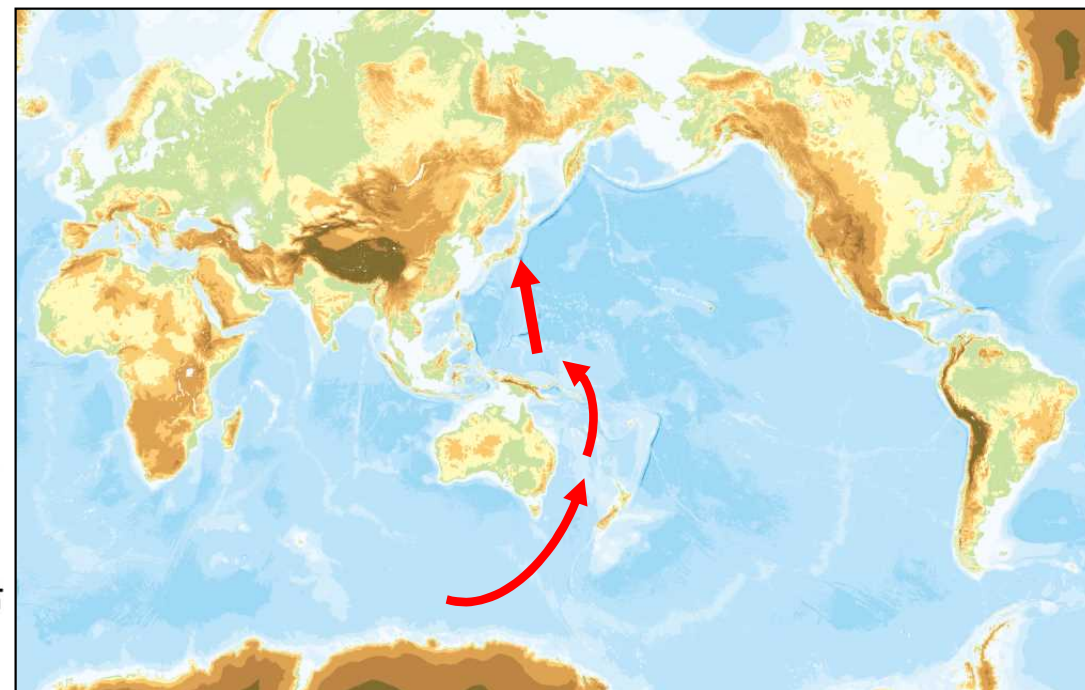
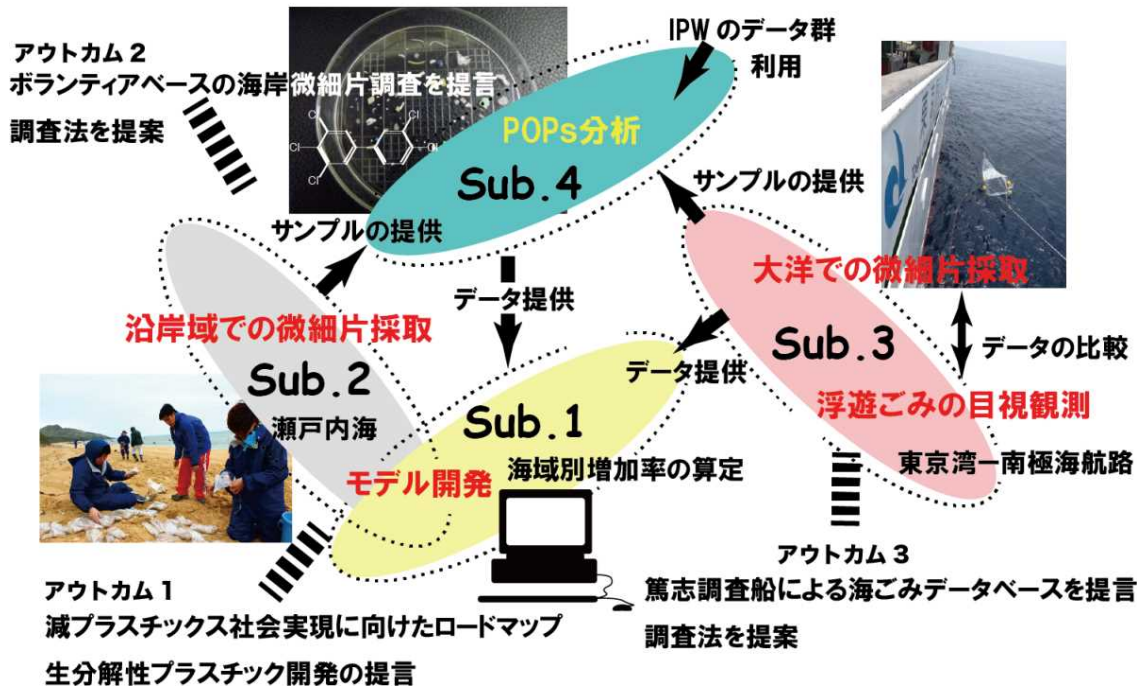
遠洋域における漂流ごみ調査について

平成28年度予算：5,270百万円の内数
(平成27年度予算：5,300百万円の内数)

- ✓ 環境省では、環境研究総合推進費により、研究課題「沿岸から大洋を漂流するマイクロプラスチックの動態解明と環境リスク評価」として、マイクロプラスチックを含めた漂流ごみの実態把握調査を九州大学、東京海洋大学、東京農工大学、愛媛大学に委託（平成27年度～29年度）。
- ✓ この研究では、南極海から赤道を越えて日本までの間で調査を行い、
 - ・海洋を漂う大型ごみやマイクロプラスチックの分布状況
 - ・マイクロプラスチックに付着しているPCBなどの有害物質の濃度などを明らかにする。

4-1502 沿岸から大洋を漂流するマイクロプラスチックの動態解明と環境リスク評価

航跡図（イメージ）



災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
発生原因	災害起因	災害起因ではない
対象事業	 ○災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ○災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 ○仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る） ○国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分	 ○海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物（漂着ごみ）の収集、運搬及び処分
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）	
要件	指定市：事業費80万円以上、市町村：事業費40万円以上 ○降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの ○暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの ○高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等	○1市町村（1一部事務組合）における処理量が150㎡以上のもの ○海岸保全区域外の海岸への漂着 ○通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等
補助率	1/2	
財務局立会	あり	なし
査定方法	○災害廃棄物の処理完了前に査定を行う場合は、原則として、現地にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行う。 ○災害廃棄物の処理完了後は、当該都道府県庁舎等において机上査定を行う。	○原則、漂着ごみの処理完了後に、地方環境事務所庁舎において机上査定を行う。 ○漂着ごみの処理完了前にヒアリングを行う場合は、現地又は当該都道府県庁舎にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行ってもよい。



循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設分）

事業目的・概要等

イメージ

背景・目的

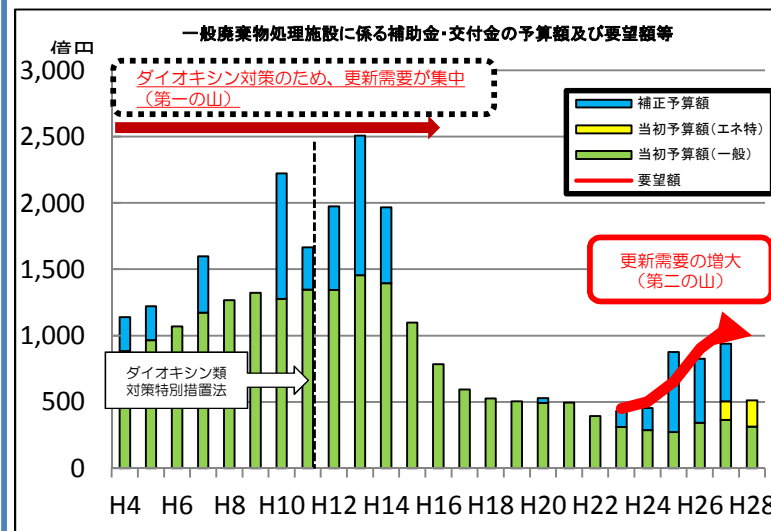
- 市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援している。
- 平成当初以降にダイオキシン類対策のため整備した廃棄物処理施設の老朽化によるごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避するため、新たな更新需要も踏まえ、循環型社会構築に寄与できる一般廃棄物処理施設の整備に取り組む必要がある。
- また、ごみ焼却施設において廃熱利用は一部にとどまっていることから、ごみ焼却施設を中心とする地域の廃棄物エネルギー利用のポテンシャルは高く、災害時を含めた自立・分散型のエネルギー拠点としての役割が期待できる。

事業概要

- 市町村等が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである廃棄物処理施設の整備を支援。
- 高効率なエネルギー回収を行う施設の整備だけでなく、更新需要の増大を踏まえ、施設の更新時期の平準化に資する施設の改良による長寿命化の取組を重点的に支援。

期待される効果

- 老朽化した廃棄物処理施設の適切な更新を行う一方、施設の改良による長寿命化を図ることで、地域における安全・安心を確保。
- 廃棄物をエネルギー源として有効利用することで、災害時を含めた地域における自立・分散型エネルギーの拠点施設を構築。



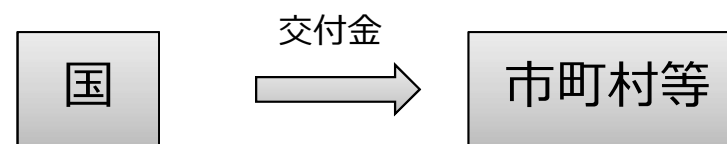
＜廃棄物焼却施設・老朽化の現状＞
全国1,172施設のうち
築20年超：353施設
築30年超：137施設
築40年超：6施設

（施設耐用年数：15～20年程度）



老朽化して休止した処理施設

事業スキーム



【交付先】

市町村等（一部事務組合、広域連合、特別区含む）

【交付対象施設】

ごみ焼却施設、最終処分場、既存施設の基幹的設備改良事業、等

【交付率】

交付対象経費の1/3。ただし、一部の先進的な施設については1/3。

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（農林水産省、国土交通省）

○ 目 的：洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したものと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施

○採択基準：

堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1キロメートル以内の区域に漂着し、その漂着量が1,000m³以上

本事業の対象となる流木及びゴミ等の漂着範囲が複数の海岸であり、関係者が協働して一体的・効率的に処理する場合には、事業主体数にかかわらず漂着量の合計が1,000m³以上であれば、補助対象となる。

○事業実施主体：

海岸管理者（都道府県、市町村）

○補 助 率：1／2

○災害関連事業として実施

（複数の海岸に堆積した漂着ゴミの処理）



複数の海岸を対象範囲とし、漂着量の合計が1,000m³以上の漂着ゴミを対象



海岸漂着ゴミや流木等の状況と処理状況